鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、 同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成21年2月9日

鳥取県監査委員 山 本 光 範 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子 鳥取県監査委員 伊 藤 保 鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方 公共団体の事務の執行が適確に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

NPO法人との協働連携について

3 監査対象事務の選定理由

民間の社会活動を支援する特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。)が 平成10年3月19日に成立し、同年12月1日に施行されて以来節目となる10年目を迎えたところである。そ の間、関係団体が増加し活動分野も広がっている状況であり、行政と特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)との相互理解や積極的な協働連携による活動の重要性が一層高まっている。

このため、NPO法人との協働連携事業が適切に推進され効果を上げているか、また、NPO法人が活動しやすい環境が整えられているかなどについて、監査を実施することとした。

4 実施期間

平成20年8月から同年11月までの間に実施した。

- 5 監査の対象及び対象機関
 - (1) 監査の対象

平成19年度に実施された委託事業及び補助等事業のうち、認証を受けているNPO法人との協働連携事業

(2) 監査対象機関 15機関

当該事業を所管する県の全ての機関(協働連携事業の相手方のNPO法人に対して、アンケートによる 関係人調査を実施)

6 実施方法

協働連携の所管課である企画部協働連携推進課が、県の内部機関へ照会して取りまとめたNPO法人活動 状況に関する資料(以下「NPO法人活動状況資料」という。)に基づき、県がNPO法人へ支出した全て の事業について、事業担当課へ監査調書の提出を求め、詳細な調査が必要と判断した2機関については、県 の機関の関係者の説明を聴取する方法により実地監査を行った。なお、その他の13機関については、書面に よる監査を実施した。

また、関係人調査として、NPO法人活動状況資料をもとに、県が認証したNPO法人139団体(平成19

年度末現在)のうち平成19年度に県の委託又は補助等を受けて事業を実施した45団体を対象として郵送によ るアンケート調査を実施した。

(1) 監査実施機関 15機関

総務部1機関、企画部1機関、文化観光局1機関、福祉保健部3機関、生活環境部2機関、商工労働部 1機関、農林水産部1機関、総合事務所4機関、教育委員会1機関

ア 実地監査を行った機関 2機関

知事部局

[企 画 部] 協働連携推進課

[福祉保健部] 障害福祉課

イ 書面監査を行った機関 13機関

(ア) 知事部局

「総務部】 人権推進課

[文化観光局] 文化政策課

[福祉保健部] 長寿社会課、子育て支援総室

「生活環境部] 環境立県推進課、公園自然課

[商工労働部] 経済·雇用政策総室

「農林水産部] 森林保全課

[総合事務所] 東部総合事務所(生活環境局、県土整備局)

西部総合事務所(福祉保健局、生活環境局)

(イ) 教育委員会

スポーツセンター

(2) アンケート調査を実施したNPO法人

ア 調査したNPO法人 45団体

イ 回答のあったNPO法人 25団体(回答率55.6パーセント)

- 7 監査の着眼点
 - (1) 協働連携事業の推進及び活動環境の整備状況
 - ア NPO法人の認証状況はどのようになっているか
 - イ 協働連携に関する県の担当機関の取組状況はどのようになっているか
 - ウ NPO法人に対するアンケート結果による課題等はどのようなものがあるか
 - (2) 協働連携事業の担当課の取組状況
 - ア 協働連携事業の目的、役割分担、責任の所在等は明確になっているか
 - イ NPO法人と効率的で効果的な協働連携形態になっているか
 - ウ 選定相手は適切か
 - エ 適切な参入機会を確保したか
 - オ NPO法人の特性等を生かした相応しい手法を取り入れているか
 - カ 双方の立場や特性に配慮がなされ、実施されているか
 - キ 事業の評価や効果の検証は行われているか
 - ク 事業の継続性や発展性はあるか
- 8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

やま もと みつ のり 山 本 光 範

監査委員

よね 監査委員 米 田 由起枝

監査委員 伊木隆司

やま ね まちこ 監査委員 山 根 眞知子

い とう たもっ 監査委員 伊藤 保

 いな
 た
 とし
 ひさ

 監査委員
 稲
 田
 寿
 久

第2 監査結果及び監査意見

1 総括的事項

今回の監査においては、県が協働連携をいかに考慮して取り組んでいるか、その実態を把握するために、 事業活動を通して具体的にNPO法人と関わっている事業担当課とその相手方であるNPO法人に対して調査を行った。

また、NPO法人の行政に対する意向の把握はアンケートによる方法で行ったが、半数以上の回答があり、NPO法人の行政の取組に対する関心の高さがうかがわれるとともに、多くの貴重な意見をいただいた。

[監査結果]

県の協働連携に対する取組は、所管課である協働連携推進課等が中心となって情報発信や啓発、各種相談、協働連携事業化に向けた検討及びNPO法人と各事業担当課との調整等に努力しており、今後の展開が期待される。

また、各事業担当課の実施状況についても、おおむね良好に取り組まれていた。

[監査意見]

今後の協働連携の推進に当たっては、特に県及び市町村とNPO法人のコミュニケーションによる相互理解が重要な課題であるので、目的・趣旨を十分に吟味した上で一層の連携を図り、円滑に事業が進められるよう努められたい。

2 NPO法人の本県の認証状況

[監査結果]

NPO法人の認証数は、平成10年12月1日のNPO法施行後徐々に増加し平成19年度末で139法人となっている。法制度が県民に浸透し、NPO法人の認知度が高まってきている状況がうかがえる。

また、一方で、NPO法人の設立から時間が経過し、近年わずかではあるが解散する団体も生じている。

NPO法人の認証状況

(数値は各年度末現在の累積数)

	年 度	H10	H11	H12	H13	H14	
鳥取県	認証数	0	7	14	23	34	
	解散数	0	0	0	0	0	
A E	認証数	23	1,724	3, 800	6, 596	10, 664	
全 国	解散数	0	0	7	30	80	

	年 度	H15 H16		H17	H18	H19	
鳥取県	認証数	55	77	106	121	139	
	解散数	0	0	1	3	6	
	認証数	16, 160	21, 280	26, 394	31, 115	34, 369	
全 国	解散数	174	382	659	1, 202	1,888	

注 全国の認証数は、内閣府ホームページによる。認証数は解散数控除後の数値。

県内のNPO法人の活動分野別状況としては、「まちづくりの推進を図る活動」、「保健、医療又は福祉の 増進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」及び「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活 動」を活動目的としている団体が多く見られる。

県内のNPO法人の活動分野別状況 (H20.3.31現在)

活動の種類	定款に記載された 活動分野別法人数 (重複あり)
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	84
社会教育の推進を図る活動	55
まちづくりの推進を図る活動	90
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	66
環境の保全を図る活動	58
災害救援活動	12
地域安全活動	16
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	26
国際協力の活動	21
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	16
子どもの健全育成を図る活動	69
情報化社会の発展を図る活動	8
科学技術の振興を図る活動	7
経済活動の活性化を図る活動	28
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	40
消費者の保護を図る活動	5
上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	78
計(延数)	679

3 協働連携に関する県の取組状況

[組織の沿革等]

NPO法の施行当初は生活環境部にボランティア等社会参加活動の推進の担当が設置されていたが、近年は本格的にNPO・ボランティア団体等との協働に取り組むため、所管を企画部に移し、担当の課が設置されている。

平成19年7月からは幅広く協働と施策連携を推進するため、名称を協働連携推進課として、各総合事務所のNPO担当と連携を取りながら業務が行われており、様々な観点で協働連携に向けた調整機能を果たすよう取り組まれている。

[鳥取県のNPO・ボランティア担当組織の変遷]

年度	担当部	担当課	所 掌 事 務				
平成 9							
~			・ ボランティア等社会参加活動の総合窓口に関すること				
10							
		県民生活課					
11	生 活		・ ボランティア等社会参加活動の推進に係る総合調整に関する				
\sim	環境部		こと				
12			・ 特定非営利活動法人に関すること				
13							
~		県民活動推進課	同 上				
14							

15 ~ 17	企画部	協働推進室	同上
18		協働推進課	同上
19		地域自立戦略課 (~6月)	同上
		協働連携推進課 (7月~)	・ 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した施策形成の推進に係る総合調整に関すること ・ ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること ・ 特定非営利活動法人に関すること

協働連携推進課の平成19年度の主な事業は、以下のとおりである。

ア NPO活動促進事業

NPOが活動しやすい環境づくりや行政との協働を推進するためのNPO訪問、NPO同士の横の 連携を深める交流会の開催、アドバイザーの派遣等

イ NPO活動広報補助事業

NPOが自らの活動を広報するための経費の補助

ウ NPO情報発信事業

県民向け情報誌「NPOLIFE」の発行、ホームページ等によるイベント情報や助成金情報等の 提供

エ 協働の気風づくり推進事業

県・市町村職員の協働に対する意識改革を行うための研修

オ 協働提案サポートデスク

NPO等から協働に係る相談・提案を受け、提案の事業化に向けてサポートする窓口の設置

[監査結果]

- 協働連携推進課では、NPO活動を推進するため、情報発信や情報収集等も行っているが、例えば、ホームページの内容は、活躍しているNPO・ボランティア団体の紹介や交流会の参加募集、助成金やイベントのリアルタイムな情報などが盛り込まれ、内容を充実して県民がNPOに関心を持つように取り組んでいることが見受けられた。
- NPO法人の認証に当たっては、平成17年度に中部、西部及び日野総合事務所へ、平成18年度から東部及び八頭総合事務所へ権限を移譲し、県民が利用しやすいようNPO法人からの相談等も含めて対応する窓口が設置されている。
- (1) 総合事務所の協働連携機能
 - アンケートや総合事務所からの聞き取りによると、従来本庁で実施されていた業務を各総合事務所へ 権限移譲したことにより、県民に身近なところでNPO法人の認証手続に関する丁寧な指導や様々な相 談への対応が行われている。
- (2) NPO法人等のための相談環境の充実
 - NPO法人等との協働連携に関する相談窓口については、県民が気楽に相談しやすい環境づくりを進めることが重要である。

現在、各総合事務所にNPO法人等との協働連携の窓口が設置されているほか、全県を担当するNPO相談員1名が配置されており、様々なNPO法人等との情報交換や相談活動が積極的に行われている。

(3) 協働連携の掘り起こし

- 平成19年度から、NPO法人等自らが企画し実施主体となることが可能な協働連携事業の提案について、関係課との調整(通称:パートナーシップ会議)などを通じて事業化を目指す目的で、協働提案サポートデスクが協働連携推進課に設置されているが、設置時に想定していたようなNPO等からの協働連携事業の提案は少なかった。
- (4) 県職員の協働連携に向けた意識
 - アンケートによると、事業担当課に対し現場を熟知しているNPO法人の声を重視してほしいとの意見や企画提案した事業の採択審査についてNPO法人から不満の意見が出ているなど、県職員の協働連携に対する意識は、必ずしも十分であるとは言えない。
- (5) NPO法人等民間交流の活性化
- 協働連携推進課では、NPO・団体交流会を開催し、NPO法人等の交流が促進されていた。 「監査意見〕
- 協働連携推進課及び各総合事務所の協働連携に係る取組状況については、県民に分かりやすい情報提供や適切な相談対応、NPO法人等のコミュニケーションづくりが実施されており、協働連携の拡がりにつながることが期待される。

しかし、NPO法人からの協働連携の事業化に向けた提案や相談が少ない現状であること、協働連携 事業を行う上でNPO法人等が有する専門知識、ノウハウ、考え方等について県職員が十分理解して取 り組んでいるとは言えないことなどを踏まえ、県職員の協働連携に向けた意識啓発により一層改善に取 り組んでいくことが必要である。

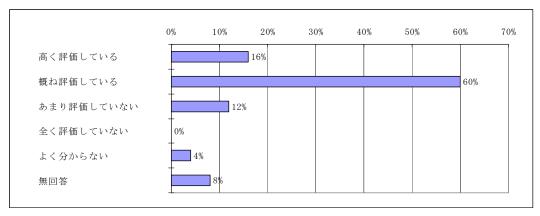
ついては、評価が高い取組事例等を紹介したり、NPO法人等との業務を担当している職員の研修を行うなど、効果的な啓発活動を行われたい。

4 NPO法人に対するアンケート結果による課題等

[監査結果]

- (1) 県の行っている情報発信や啓発について
 - 県が広く行っている情報発信や啓発については、評価されているものが約8割となっていた。しかし、 人材育成の参加機会及び人材育成の取組内容については、それぞれ評価されているものが約4割、逆に 評価されていないものが約3割見受けられた。また、NPO法人が求めている県の施策の情報提供については、評価されているものが約7割となっており、全般的に良好な評価となっていた。

情報発信 (インターネット、電子メール、情報誌、各種イベントの開催など) や啓発 (研修会など) について

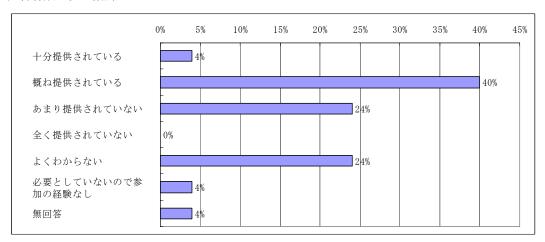


(主な意見:アンケートの意見を文意を変えない範囲で簡略化して記載。以下同じ。)

- ・ 情報が必要な方に確実に届くには、工夫が必要である。(例えば、NPOを対象としたメール マガジンの定期送信、県のホームページから独立した独自のホームページの設定など)
- 運営について相談できる専門的な研修会を希望する。
- ・ 会計研修や労務研修、そしてファシリテーション研修(会議の場などで、公平な立場に立ち、

話し合いに介入して合意形成に導き、協働を促進させる手法)の開催を希望する。

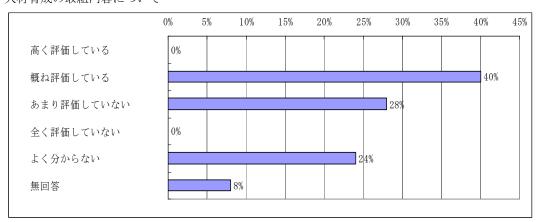
- ・ 研修会等をインターネット等で中継等してほしい。
- ・ 情報誌「NPOLIFE」を楽しみにしている。若い世代の活動が分かり心強い。 人材育成の参加機会について



(主な意見)

なし

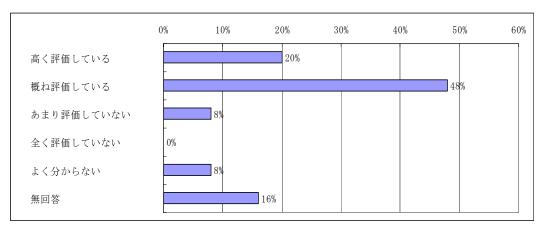
人材育成の取組内容について



(主な意見)

- ・ 設立当初はほぼ全部の機会に参加したが、あまり参考にならなかったので、近年は参加していない。
- ・ 費用は用意するので、県から講師派遣等の支援がほしい。
- ・ 専門的な研修の回数を増やしてほしい。
- ・ 所属しているNPOについて、もう一度見直すきっかけとなり、内容も大変役立った。NPOの他のメンバーや他のNPOの人たちにも研修会が必要と思った。
 - NPO法人が求めている県の施策の情報提供について

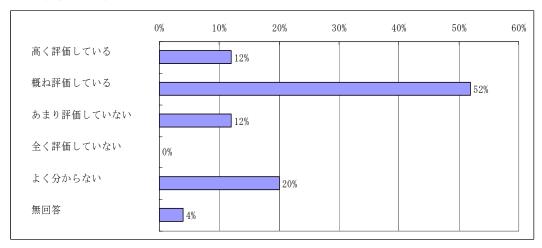
(補助金や交付金などの情報、関連する活動や研修の案内など)



(主な意見)

- ・ 少し早めの情報公開をお願いする。
- ・ 受ける側が「鵜の目鷹の目」にして県が発信する情報を受けるためのアンテナを張っていなければ、見逃す事が多々ある。情報はスピードが命だ。NPOに関する情報に特化したメールマガジンサイトの検討が必要ではないか。
- ・ 補助金情報は大変重宝している。市、県、国などの情報全部を配信するのは難しいと思うので「たまにはこういったホームページをチェックするとよい」という視点の提供があるとよい。
- 情報提供の多様化もよいが、必要としている方々に必ず届く仕組みづくりをお願いする。
- (2) NPO活動のため県が行っている取組について
 - 県が行っている取組については評価されているものが約 6 割とおおむね良好な評価となっていた。

県が行っている取組(NPO・ボランティア団体交流会、協働提案サポートデスク、アドバイザーの派遣、情報配信、相談体制など)について



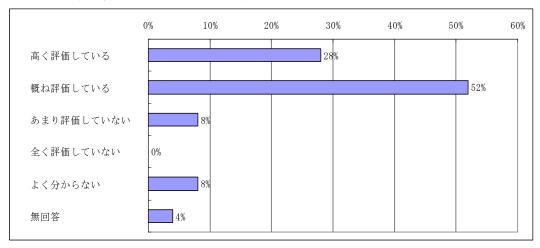
(主な意見)

- ・ 鳥取でも中間支援組織の発展を期待している。
- ・ 会議形式は出席しにくいイメージがある。もっとアットホーム的な食事付き、ふれあいあり の自由な交流会を希望する。(NPO・ボランティア団体交流会)
- ・ どのようなNPO・ボランティア団体交流会、協働提案サポートデスク、アドバイザーの派 遣、情報配信、相談体制があるのか、一括して分かるような情報発信を期待する。
- ・ いずれの制度も色々思いはあるが素人の私たちにはありがたいツールだ。
- アドバイザー派遣事業という制度自体がありがたかった。
- ・ 住民自身によるセルフヘルプ活動を支援するセルフヘルプ支援センター又は相談窓口の方が、

より実践的なNPO支援につながるのではないか。

- (3) 県の相談窓口や事業担当課の対応について
 - 県の相談窓口及び事業担当課の対応は、評価されているものがそれぞれ8割、約7割とおおむね 良好な評価となっていた。

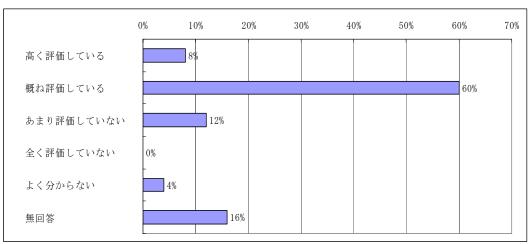
相談窓口(協働連携推進課及び各総合事務所)の対応について



(主な意見)

- ・ 協働連携推進課の職員は、他の部局と違って聴く耳をもっており、サポートデスクの任務も 万全だと思ったが、事業担当課に行くとまったく態度が違う。現場をよく熟知しているNPO に相談してから起案するシステムを取り入れられることを希望する。
- ・ 会計基準がないなど、現場では対応に苦慮しており、専門的な相談に対応できる職員の配置、 もしくは部所へのラインの確立を早急にお願いする。
- ・ 団体設立の際に担当の方と何度も相談し、その度に一緒に考えて頂き、無事に団体設立ができた。

事業担当課の対応について



(主な意見)

- ・ 担当者が異動した場合の引継ぎがスムーズでない。
- ・ 担当課の個々人の対応は十分評価できるが、NPOの対応窓口が多様であり、単純に窓口の 一本化は難しいだろうが、新参の団体にとっては非常に分かりにくい。
- ・ 担当課の対応や研究機関(県)の対応は評価しているが、部所等が違うと対応や考え方の違いがある。

(4) 協働連携事業の評価等について

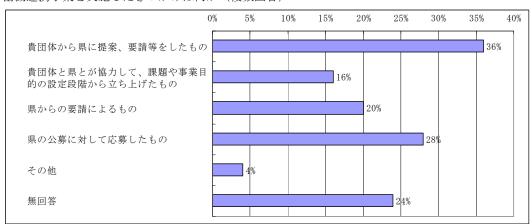
○ 協働連携事業を実施したきっかけは、NPO法人からの要請や県とNPO法人の共同で設定されたも

のが約5割、県からの要請によるものは2割となっており、NPO法人からの働きかけによるものが多くあった。

- 協働連携事業の成果の評価については、評価されているものが約7割と良好な結果となっていた。
- 委託事業で、県との役割・責任の分担についてNPO法人の意向が適切に反映されているかについて は、評価されているものが約8割とおおむね良好であった。

また、対等の関係で事業を実施することができたかについては、対等もしくはNPO法人主導であったとの評価は約8割で、NPO法人の主体性におおむね配慮されていた。

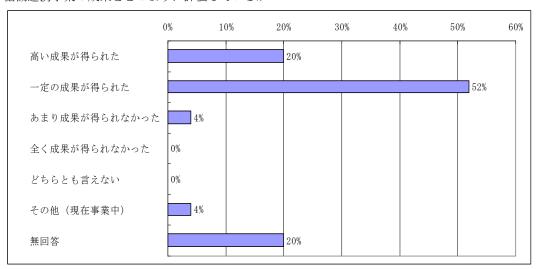
協働連携事業を実施したきっかけは何か (複数回答)



(主な意見)

なし

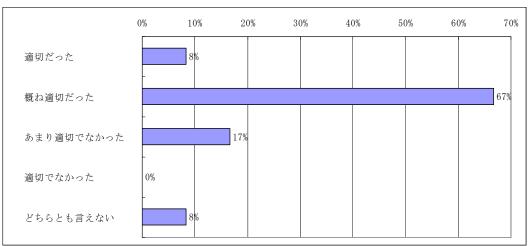
協働連携事業の成果をどのように評価しているか



(主な意見)

- ・ 広報に予算をさけない状態の中での支援は、組織のPR向上に役立った。
- ・ 自立的な取組や会の発足、失われていた伝統行事の再開と形ある実績を残した。
- ・ 地域住民にNPO活動について知らせることができた。
- ・ 財政面での運営が楽になったことはもちろんだが、行政、市民、企業等と一緒にイベントを 行うことに意義を感じている。

委託事業について、県との役割・責任の分担についてNPO法人の意向は適切に反映されているか

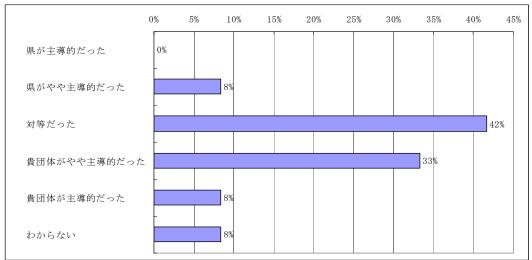


(委託事業を行った12団体の回答)

(主な意見)

- 県の理論と現場の状況とがずれることがあるので、現場の声をよく聞いてほしい。
- ・ 人権シンポジウムについては、NPOの意見を聞いて協働による委託事業が実施できるよう に留意してほしい。
- ・ 研修や事業案内等、当法人主催では参加が思うように集まらない。あくまで、事業主体が県であれば、県の名前での募集等にしてもらえれば、もう少し集まる(事業参加が多くなる)のではと思う。
- ・ NPOが行政が提供出来ないサービスの一部を担って活躍するには協働連携推進課ではなくて、県の他の部所の対応が変わらないといけない。事業内容を策定する段階で事業条件の決定作業に、専門知識のある団体が関与出来ない構造であるのは問題だ。今までのやり方では解決出来ない問題なので、県庁の中での改革が必要だと思う。

委託事業について、対等の関係で事業を実施することができたか



(委託事業を行った12団体の回答)

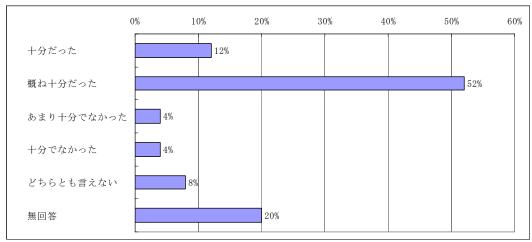
(主な意見)

・ 県との協働で一番問題だと考えるのは、県との協働の割合がイーブンイーブンに感じられないことだ。必要としている団体に、確実に情報が届き、その内容を噛み砕き、それぞれのNPOが自らの意思と決断で協働に立ち上がれるような手立てを考えることが県の役割だ。県は、「協働をしてやる」との意識から「協働して下さい」の認識に変わるべきだ。本気で協働を求めるのであれば、NPMのマーケティング法(民間の経営手法を公的部門に活用し質や効率を向上させる

方法) に取り組まなければならない。

- ・ 大学等専門分野の意見を行政は出すが、直接活動を行っているNPO法人の意見は通らない ところがある。もっと現場第一で考えてもらいたい。
- (5) 県との協働連携事業全般について
 - 事業の実施に当たり、県との事前協議が十分行われているかについては、行われているとの評価が約 6割となっていた。
 - 事業の実施途中で県に対して意見を述べたり、県と協議する機会、事業終了後に意見を述べる機会に ついてはなかったという意見が2割あった。
 - 協働連携事業を通じてのNPO法人にとってのメリットは、より自立性が増したこと、専門性、柔軟性、先駆性等の特徴を十分生かせる機会を得られたこと、事業参画により住民の理解が進んだことなどであり、それぞれ約3割の団体から評価されていた。
 - 今回の協働連携事業を踏まえて、今後とも県と協働したいと思うかについては、約8割の団体が今後 とも協働したいとの意向であった。

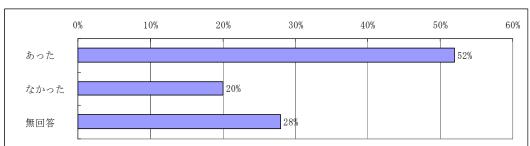
事業実施に当たり、県との事前協議は十分行われたか



(主な意見)

なし

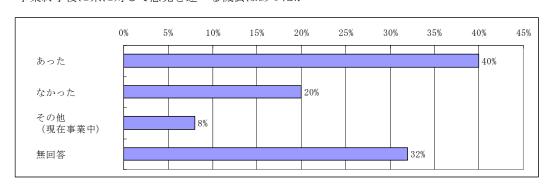
事業の実施途中で県に対して意見を述べたり、県と協議する機会はあったか



(主な意見)

なし

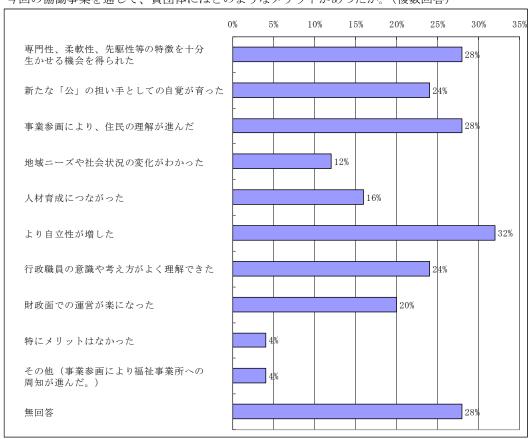
事業終了後に県に対して意見を述べる機会はあったか



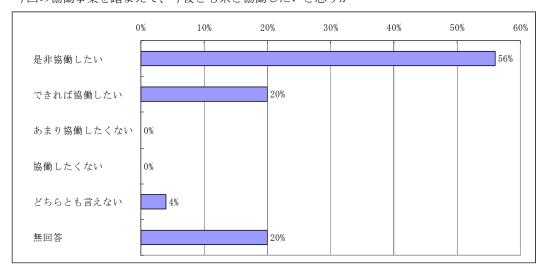
(主な意見)

なし

今回の協働事業を通じて、貴団体にはどのようなメリットがあったか。(複数回答)



今回の協働事業を踏まえて、今後とも県と協働したいと思うか



(主な意見)

- ・ 県とNPO法人の意見交換の定期的な開催、NPO活動を通した行政とのコミュニケーションづくりが必要である。
- NPO法人の理事の労働災害や雇用保険対策の課題を解決してほしい。
- ・ 事業委託の設備投資や安定確保のための長期継続契約化をお願いする。

- ・ 自主財源の少ない団体への配慮をお願いする。(概算払の導入、補助採択事業費の下限額の引き 下げの検討)
- ・NPO活動の停滞化につながる県の人事異動の問題を検討してほしい。
- ・活動を推進する上で必要な個人情報が得られない。

「監査意見」

○ 県の協働連携の取組については、NPO法人から全般的に高い評価を受けていることが分かったが、 協働連携事業を進める上でNPO法人と十分な意見交換が行われていないものも多くあることが認めら れた。

ついては、今後の取組に当たっては、協働連携推進課や各総合事務所の協働連携の担当窓口、事業担当課も含めて積極的にNPO法人等との情報交換や意見交換に努め、NPO法人等の特性が活かされるよう取り組まれたい。

5 協働連携事業の担当課の取組状況

各事業担当課が取り組んでいる協働連携事業は、資料のとおりである。 ただし、NPO法人との協働連携による事業でないものについては、本文から除外した。

(1) 知事部局

ア総務部

(ア) 人権推進課

a 県民自ら行う人権学習支援事業(補助事業) 県民の人権意識を向上させるため、県民自らが企画立案する研修会やシンポジウムの開催などの 事業について経費を補助する事業

「監査結果]

- 事業の案内先や啓発方法等についてアドバイスを行うなど、円滑に取組が進められていた。
- 事業効果の検証については、事業実績報告書(参加者アンケート実施をはじめとした自己評価を含む)の徴取に加え、必要に応じて事業当日の実地調査や追加質問等補助事業者からの聞き取り等に基づいて行われていた。

イ 企画部

(ア) 協働連携推進課

a 先導的団体等自立支援交付金(交付金事業) 東町は又は住民、団体等が創意工士を探えして地域の自立を

市町村又は住民、団体等が創意工夫を凝らして地域の自立を目指し、展開する事業に対して 交付金を交付する事業

[監査結果]

- 事業内容に直接県が参画することは想定されていないため、県の関与は費用の支出と広報等による協力となっていた。この事業は平成17年度から平成19年度までで、平成20年度からは廃止されているが、事業者は事業終了後に事業を実施した年度と同じ期間、県へ毎年自己評価の報告を行うこととされている。
- b 鳥取県非営利公益活動広報事業(補助事業)

設立間もないNPO法人は資金力がない場合が多いため、その活動を広く県民へ周知し、また、活動へ県民の参加を促進するため、活動の初期段階における広報を行う場合等の経費を補助する事業

「監査結果〕

○ アンケートでは、「財源を持たないNPO法人の立ち上げに有効だった。」、「質の高い広報が可能となり、多くの県民の参加があった。」等の高い評価を受けており、活動の初期段階における協働意識の啓発等に有効に活用されていた。

ウ 文化観光局

(ア) 文化政策課

a アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業(補助事業)

0歳から小学校入学前の幼児を対象として作品鑑賞や公演鑑賞などの機会を提供し、文化芸術の感性を育んでいくこと等を目的として公演の企画又は紹介に必要な普及啓発等の経費を補助する事業

[監査結果]

- この事業は、平成16年度から実施されており、全国的にも先駆的な事業として取り組まれ、 自主的にアートスタートに取り組もうとする団体の動きもあるなど事業が展開しつつある状 況である。
- 事業を効果的に実施するため、平成19年度から新たに市町村との連携を補助採択の要件に加えるなど、制度の見直しが行われており、市町村に対しては事業の募集及び認定の際に、文書による協力依頼が行われていた。

工 福祉保健部

(ア) 障害福祉課

a 障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業(補助事業、委託事業)

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に伴う激変緩和や新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するため、国からの臨時的な交付金を財源とする基金を活用した事業を補助又は委託する事業

(a) 移行等支援事業(委託事業)

旧体系等から新たなサービスへの移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援する ためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援を委託する事業

[監査結果]

- 法人のネットワークを活用して経営コンサルタントが派遣されるなどNPO法人の特性が生かされており、県との情報交換や事業の検証も随時実施されていた。
- (b) 地域移行・就労支援推進強化事業(ネットワーク形成整備事業)(委託事業) 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校、障害者福祉サービス事 業者等の障害者雇用に係わる関係者が就労支援ネットワークを構築して障害者就労支援を 効果的に推進するため、就労支援担当者会や研修会の開催等の業務を委託する事業 [監査結果]
 - 委託先のNPO法人は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号) に基づく障害者就業・生活支援センターとして知事の指定を受けており、事業の実施に おいてはNPO法人のノウハウやネットワークが活用されていることが見受けられた。
 - 県からNPO法人への情報提供や県職員の法人主催の会議への出席などの協力が行われていた。
- b 小規模作業所等工賃3倍計画事業(小規模作業所ステップアップ事業等)(委託事業) 低賃金で働かざるを得ない小規模作業所等の障害者の作業能力をアップすることにより工賃の3 倍アップを図り障害者の自立支援を目指すもので、作業所の代表者等の企業実習や経営分野等に関 するセミナーの開催等の業務を委託する事業

[監査結果]

- 事業の実施については、NPO法人のネットワークやノウハウを活用して、企業実習や経営等に関するセミナー及び研修会の開催等が適宜開催されている。また、事業を効率的に実施するためにコーディネーターや企業開拓員を配置して経営相談や企業訪問による職域開拓などが行われていた。
- 県との情報交換で作業所等の関係者も交えた検討委員会を開催するなど事業の検証も適宜行われており、NPO法人との連携による事業成果は上がっていた。
- c 障害者就労事業振興センター運営支援事業(補助事業)

県内の小規模作業所や授産施設における障害者の仕事の活性化、地域における障害者の活動の場の確保及び就業活動を通じた障害者自立促進を図ることを目的として設立された障害者就労事業振興センター(NPO法人が運営)の運営費を補助する事業

[監査結果]

- 県は設立時から当該NPO法人と連携して、障害者福祉行政の推進に取り組んでいる。
- 当該NPO法人の活動は、県の障害者就労支援施策の一翼を担っており、本補助事業により専属の職員人件費の支援などを行い、県との協働連携により障害者就労支援施策が推進されていた。
- d 障害者就業・生活支援センター事業(委託事業)

障害者の雇用を進める上で総合的な支援を提供するため、障害者就業・生活支援センターに障害者の相談や必要な指導・助言、公共職業安定所等との連絡調整などの必要な業務を委託する事業 (障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、県は業務を実施できる機関として特定のNPO法人を障害者就業・生活支援センターに指定している。)

[監査結果]

- 当該法人は、生活支援を専門に担当する職員を配置し、各種相談等を行っている。
- 県の障害者自立に向けた取組について民間のノウハウが生かされており、常に県と情報交換等が行われていた。
- e 障害者就労支援推進事業 (障害者就労訓練設備等整備事業) (補助事業)

新事業への円滑な移行を図ることを目的とするもので、小規模作業所等が障害者自立支援法に 基づく就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練の障害福祉サービス事業に移行する際 に必要となる設備(備品)の整備に対し補助する事業

[監査結果]

- パン工房のパン焼き機類、クッキーづくり用のオーブン、和傘の製造に必要な空調設備、農産物の乾燥機等が作業所に導入されており、作業所等の事業の拡大や効率化につながっていた。
- f 障害者グループホーム支援事業 (障害者グループホーム等夜間世話人配置事業) (補助事業) 知的障害者・精神障害者グループホーム等をパニックや発作等を引き起こす恐れのある障害者が 利用する場合に、夜間に専任の世話人を配置し、利用者の安全確保や利用促進を行う者に対し補助金を交付した市町村へ補助 (間接補助) する事業

[監査結果]

- 施設運営に係る費用の支援として取り組まれており、グループホーム等の運営の安定化に役立っている。
- g 障害者福祉事業費(鳥取県福祉フォーラム開催支援事業)(補助事業) 障害者の自立と社会参加を支援するための福祉フォーラムの開催経費を補助する事業 「監査結果〕
 - この福祉フォーラムは、県外も含め参加者も多く、平成19年度は障害者自立支援法についての議論が行われるなど、障害者の福祉について県民の関心をひく事業となっている。

事業はNPO法人が主体となって実施されており、県としても後援や事業の検討会に参加するなど協力を行っていた。

h 地域生活支援事業(情報支援等事業)(委託事業)

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する手話通訳者を置き、社会参加に必要なコミュニケーション支援を提供するもので、聴覚障害者等の相談や県等が行うイベントの際の手話通訳等の業務を委託する事業

[監査結果]

○ 当初は、委託内容についてNPO法人から十分納得が得られないまま事業が実施されていたが、その後、定期的に県とNPO法人との間で意見交換等が行われ、問題点の検証や改善

に取り組まれている。

i 障害者文化·芸術振興事業(補助事業)

県内の障害者等で構成している団体が継続的に実施する文化・芸術活動のうち、活動が優れたものについて経費を補助する事業

「監査結果]

○ 事業活動を通して障害者等と地域の交流が行われ、障害者の自己実現の促進が図られているなど、生きがいづくりにつながっている。平成20年度からは、補助期間終了後も障害者文化・芸術作品展に発表の場を提供するよう努めている。

(イ) 長寿社会課

a ライフサポート事業 (委託事業)

認知症高齢者等とその家族が安心して生活していくための支援体制を構築するために、平成19年度と20年度の2年間、西部圏域をモデルとして実施するもので、ライフサポート協力員の養成やライフサポートシステム研究のための除草等を実験的に実施する業務を委託する事業

[監査結果]

○ 事業は認知症対策に関し独自の活動を行うと共に地域のネットワークを確立する団体へ委託され、事業の実施に当たっては適宜実施内容について県も交えて意見交換や検討が行われており、適切に協働連携が図られている。

(ウ) 子育て支援総室

a 鳥取県子どもとメディア環境整備促進事業(補助事業)

乳幼児期の子どもにメディアが与える影響及びメディアとの接し方について、養育者を対象に意識啓発を図るため、保育所や子育てサークル、地域の支援施設等でNPO法人が実施する 出前講座及び出前座談会の経費を補助する事業

「監査結果]

○ 出前講座のチラシを作成して受講団体を募集し、県内各地で講座が実施されており、大人と子どもの豊かなふれあいをもとにした子育ての普及啓発が行われていた。また、県も講座 開催の募集案内チラシを配布するなど事業への協力が行われていた。

才 生活環境部

(ア) 公園自然課

a 鳥取県希少野生動植物保護管理事業(補助事業)

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例第51号)に基づいて種の維持・回復を図るために認定を受けた保護管理事業に取り組む団体の活動経費を補助する事業

「監査結果]

○ 希少野生動植物の生態系に関する知識や保護管理のノウハウを有する専門的なNPO法人に補助されており、ブッポウソウの生態調査による繁殖の状況把握や個体数の回復を図るための巣箱が設置されているなど保護管理活動が推進されていた。

カ 商工労働部

(ア) 経済・雇用政策総室

a 障害者就業支援事業 (障害者就業・生活支援センターの体制強化事業) (委託事業) 県が指定した障害者就業・生活支援センターに、国と県が障害者からの仕事と生活に関する相談 対応、関係機関との連絡調整及び職業準備訓練の斡旋業務を委託する事業

[監査結果]

○ 本県独自の取組として、障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため職場開拓員の増 強が行われており、就職件数が増加する等の成果につながっていた。また、事業の実施に当たっ ては県が主催する事業検討を行う連携会議や障害者就業・生活支援センターの主催する会議へ双 方が参加して意見交換を行うなど、積極的な協働連携が行われていた。

キ 農林水産部

(ア) 森林保全課

a とっとり県民参加の森づくり推進事業(補助事業)

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)等で定める、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成し、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験の経費を補助する事業

「監査結果〕

○ 森林体験の企画提案に基づき、源流探訪や植樹活動、自然観察等が行われており、森林を通して環境問題への関心の高まりや自然を大切にする意識啓発につながる取組が行われていた。また、県も企画提案の募集の協力や事業効果の検証を行っており、適切に協働連携が進められていた。

ク 総合事務所

(ア) 東部総合事務所

a 環境立県協働促進事業(補助事業)

県内に活動拠点を置く自治会等の団体が行う自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの環境 立県に資する活動の経費を補助する事業

「監査結果〕

- 雪の観察、雪や環境に関する講演等により一般にはあまり知られていない雪の性質を学習する など地球環境保全の意識向上につながる取組が行われており、NPO法人が持っている専門知識 やノウハウが活かされていた。
- b ボランティアへの維持管理業務(委託事業)

持続的な土木施設の愛護活動を促進し、土木施設の愛護の普及及び土木施設の維持保全を図るため、土木施設等の愛護を行うNPO法人等の団体に対し、必要な支援又は清掃等の業務を委託する事業

「監査結果]

- NPO法人や地元自治会等が行う活動を対象とし県道や県管理河川敷等の除草について、地元等の実施団体が業務計画書を策定し、県と計画の調整を行った上で実施されており、野鳥や魚の保護など自然環境への配慮とともに事業実施後の利活用が検討されているなど地域活性化へつながる取組となっていた。
- なお、本事業(委託事業)と地域が育む河川環境保全事業(交付金事業)は見直しにより平成 19年度で廃止となり、平成20年度からは土木施設の維持管理活動を実施する制度(アダプト制度)が導入され、「協働型ボランティア促進事業」として交付金事業が実施されている。
- c 地域が育む河川環境保全事業(交付金事業)

県が管理する河川について、NPO法人や地元集落自らが除草に取り組む場合に除草面積に応じて交付金を交付する事業

[監査結果]

○ 河川内の除草は、河川の利用や環境保全、治水の面で県及び地域住民が共通して必要と認識している課題であり、この事業により、除草と併せて周辺区域の土地利用や美化について計画が策定されているなど地域住民の環境保全等に対する意識啓発や地域の活性化にもつながっていた。

(イ) 西部総合事務所

a 鳥取県環境立県協働促進事業(補助事業)

自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの環境立県に資する活動を実施する県内に活動拠点を置く団体等に対して、事業活動の経費を補助する事業

(a) 自然環境創造支援事業 (アマモ増殖事業) (補助事業)

ビオトープの保全・再生支援として、中海に自生するアマモの種子を採取し、アマモの繁殖 や追跡調査の経費を補助する事業

[監査結果]

- この事業は、中海の水質環境改善について従来から活動を行っているNPO法人との連携が前提となっているものである。NPO法人のネットワークを活用して様々な分野の関係者や地元と密着した協働連携活動が展開されており、NPO法人の専門性が発揮されていた。
- 事業実施後についても、専門家を交えた関係者による事業効果の勉強会を開催するなど、 事業を一過性とせず今後継続していく姿勢や事業効果が期待される取組は評価できる。
- (b) 普及・啓発事業(中海体験クルージング)(補助事業)

環境問題の普及・啓発活動として、中海の現状や環境に対する市民等の関心を高めて、水質 浄化が進むことを目的として行うクルーザーやヨットによる中海周遊及び水質調査並びに中海 環境フェア等の経費を補助する事業

[監査結果]

- 多くの市民に中海の現状や環境に関心を持ってもらい、または水質浄化が進むことを目的 として、中海のクルージング体験イベント等が実施されていた。
- この事業は平成14年度から実施されているもので、クルージング体験のみならず環境に関する展示等が行われ、中海への関心や環境問題の普及啓発につながる取組が行われていた。また、事業効果の検証に当たっては、事業終了後に行政側も参加した実行委員会が開催され、意見交換が行われていた。
- b 普及・啓発事業(法人化記念シンポジウム)(補助事業)

中海の水質改善に向けた活動を行ってきた団体がNPO法人として認定されたことを記念したシンポジウム開催の経費を補助する事業

[監査結果]

○ このシンポジウムは、300人を超える参加者を迎えて中海の浄化に向けた基調講演や発表が行われており、住民や行政が協働して中海の現状を把握し、環境教育や清掃活動を行う意識啓発につながる事業が実施されていた。

(2) 教育委員会

該当なし

資料

行政監査の対象事業一覧表 (45NPO法人、72事業)

番号	部	担当課		事 業 名	事業 件数	事業形態
1	総務部	人権局人権推進課		県民自ら行う人権学習支援事業	3	補助事業
2	人 面切	按備油堆垛垛		先導的団体等自立支援交付金	1	交付金事業
3	企画部 協働連携推進課			鳥取県非営利公益活動広報事業	11	補助事業
4	文化観光局	文化政策課		アートスタート「次世代鑑賞者育成事業」支援事業	2	補助事業
5				障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業(移行等支援事業)	1	委託事業
6				障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業(地域移行・就労支援 推進強化事業(ネットワーク形成整備事業))	1	委託事業
7			0	推進強化事業 (ネットワーク形成整備事業)) 障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業 (障害者自立支援基盤 整備事業)	8	補助事業
8			0	鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業(グループホーム・ケアホーム開設経費支援事業)	1	補助事業
9		障害福祉課		小規模作業所等工賃3倍計画事業 (小規模作業所等ステップアップ事業等)	1	委託事業
10				障害者就労事業振興センター運営支援事業	1	補助事業
11				障害者就業・生活支援センター事業	1	委託事業
12				障害者就労支援推進事業(障害者就労訓練設備等整備事業)	6	補助事業
13	福祉保健部			障害者グループホーム支援事業 (障害者グループホーム等夜間世話人 配置事業)	2	補助事業
14				障害者福祉事業費(鳥取県福祉フォーラム開催支援事業)	1	補助事業
15				地域生活支援事業(情報支援等事業)	1	委託事業
16				障害者文化・芸術振興事業	2	補助事業
17		長寿社会課		ライフサポート事業	1	委託事業
18			0	介護保険対策事業費 福祉施設等の情報公開推進事業 鳥取県介護 サービス情報の公表制度施行支援補助金	4	補助事業
19		子育て支援総室		鳥取県子どもとメディア環境整備促進事業	1	補助事業
20	子育		0	児童自立生活援助事業	2	補助事業
21		環境立県推進課	0	鳥取県バイオディーゼル燃料地域導入・利用検討事業	1	補助事業
22	4. 江. 四. 4. 77	公園自然課	0	ガン・カモ・ハクチョウ類渡来状況調査	1	委託事業
23	生活環境部		0	野生鳥獣生息調査	1	委託事業
24				鳥取県希少野生動植物保護管理事業	1	補助事業
25		経済・雇用政策総		障害者就業支援事業 (障害者就業・生活支援線センターの体制強化事業)	1	委託事業
26	商工労働部	室	0	障害者就業支援事業 (在宅障害者就業支援事業)	1	その他(奨励 金の支給)
27	曲针小字如	太井/口 人細		とっとり県民参加の森づくり推進事業	2	補助事業
28	農林水産部 森林保全課	林 怀怀主诛	0	鳥取県植樹祭における手話通訳者の派遣	1	委託事業
29		生活環境局		環境立県協働促進事業	1	補助事業
30	所	県土整備局 -		ボランティアへの維持管理業務	1	委託事業
31				地域が育む河川環境保全事業	1	交付金事業
32			0	融雪施設点検業務委託	1	委託事業
33	西部総合事務 所	福祉保健局	0	鳥取県小規模作業所運営費補助金	4	補助事業
34		総合事務 生活環境局		鳥取県環境立県協働促進事業「自然環境創造支援事業」(アマモ増殖 事業)	1	補助事業
35				鳥取県環境立県協働促進事業「普及・啓発事業」(中海体験クルージ ング)	1	補助事業
36				鳥取県環境立県協働促進事業「普及・啓発事業」(法人化記念シンポ ジウム)	1	補助事業
37	教育委員会	スポーツセンター	0	競技力向上対策事業	1	補助事業

注 事業名の先頭に○が付いているものは、NPO法人との協働連携事業でないものとして本文から除外した事業。